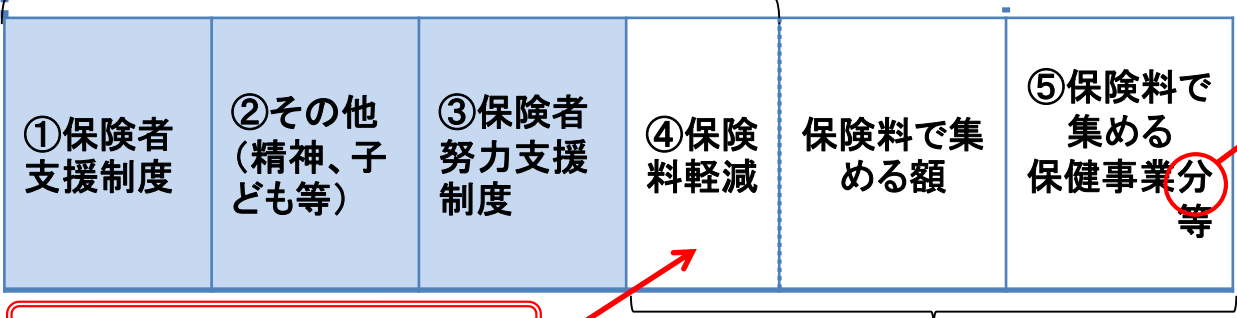


# 標準保険料率の算定ベースについて

都道府県収入



市町村収入



保険基盤安定繰入金  
(法定軽減分 県3/4、市1/4)

標準保険料率の算定ベース

① 保険者支援制度	② その他 (精神、子ども等)	③ 保険者努力支援制度	④ 保険料軽減	⑤ 保険料で集める保健事業分
<p>○低所得者の被保険者数に応じて自動的に支援額が決定されるため市町村に賦課された納付金から差し引いて標準保険料率を算定する。</p> <p>○過去実績等を踏まえて算定。</p>	<p>○市町村の所与の事情に応じて決定されるため市町村に賦課された納付金から差し引いて標準保険料率を算定する。</p> <p>○過去実績等を踏まえて算定。</p>	<p>○市町村の努力に応じて交付されるため、一定の前提のもとでの推計を行い、納付金から差し引いて標準保険料率を算定する。</p> <p>○過去実績や一定の前提のもとでの推計を行い算定する。</p>	<p>○低所得者に対する保険料軽減措置は、保険料率算定後に個別に行われるため、標準保険料率の算定ベース上は納付金から差し引かないで算定する。</p>	<p>○保健事業は各市町村ごとに取組が異なり、納付金に含めないが、標準保険料率の算定ベース上は納付金に加算して算定する。</p> <p>○国保運営方針等を踏まえ、過去実績や市町村の意見を参考に、算定する。</p> <p>※保健事業費が著しく低い市町村については、国保運営方針等を踏まえ一定規模を加算して算定。</p>

# 標準保険料率の算定に当たっての考え方について

○ 現状、国保の保険料は様々な要因(※)により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を単純に比較することは困難な状況。

※ 市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補てん等目的の法的外繰入を行っている市町村があること等

⇒ 都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担に見える化。

※ 将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、標準保険料率を算定することとする。

(イメージ) ※A市とB町が同じ所得水準である場合

都道府県 標準保険料率	一人当たり医療費		市町村 標準保険料率	当該市町村の 保険料算定方式で 算出した場合	実際の保険料率 (市町村が決定)
	(年齢構成調整前)	(年齢構成調整後)			
所得割 8% 均等割 40,000円	A市: 380,000円	A市: 400,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市 所得割 10% 均等割 50,000円
	B町: 300,000円	B町: 240,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 30,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 23,000円 世帯割 10,000円	B町 所得割 5.8% 均等割 22,000円 世帯割 9,000円

全国統一ルールで算出した場合

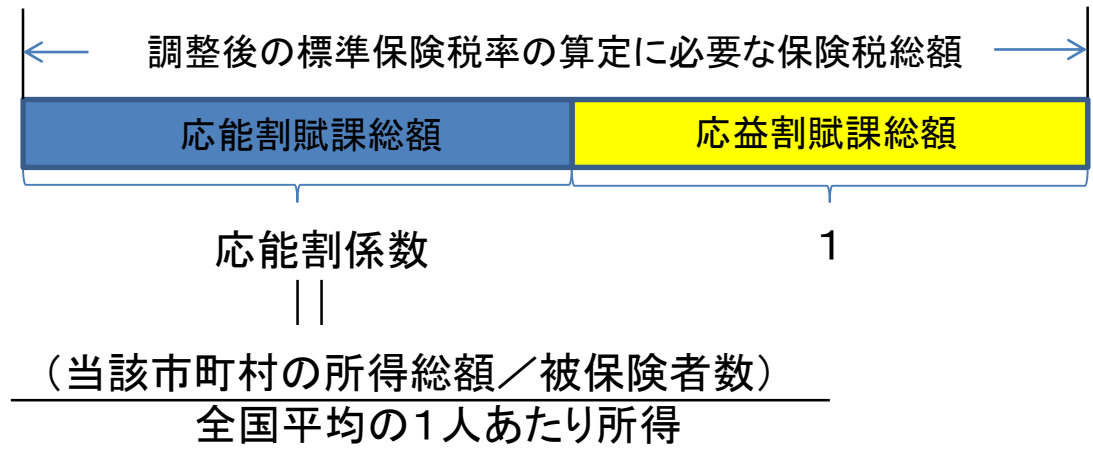
年齢調整後の医療費水準に応じた負担

収納率向上等により、都道府県が示す数値より引き下げが可能

# 市町村標準保険税率の算定イメージ

- ① 各市町村の納付金
- 保険者支援制度(医療分)
  - 算定可能な特別調整交付金(医療費関係等)
  - 算定可能な都道府県繰入金
  - 保険者努力支援制度
  - 特定健康診査等負担金
  - 激変緩和分(都道府県繰入金の一部)
  - 過年度の保険税収納見込み
  - 出産育児一時金(法定繰入金)
  - + 保健事業
  - + 直診勘定繰出金
  - + 出産育児諸費
  - + 葬祭諸費
  - + 育児諸費
  - + その他保険給付
  - + 条例減免に要する費用
  - + 医療費適正化等の対策費用等事務費(国保連合会への委託手数料を含む)
  - + 特定健康診査等に要する費用
- = **標準保険税率の算定に必要な保険税総額**

② 標準保険税率の算定に必要な保険税総額 / 標準的な収納率  
 = **調整後の標準保険税率の算定に必要な保険税総額**



例

応能割係数	1.2
保険税総額	2,200,000円
所得総額	80,000,000円
被保険者数	100人



応能割賦課総額 =  $2,200,000 \times 1.2 / (1.2 + 1)$   
 = 1,200,000円

応益割賦課総額 =  $2,200,000 \times 1 / (1.2 + 1)$   
 = 1,000,000円

所得割率 =  $1,200,000 \text{円} / 80,000,000 \text{円}$   
 = 0.015

均等割額 =  $1,000,000 \text{円} / 100 \text{人}$   
 = 10,000円

所得割率 1.5%

均等割額 10,000円